一般社団法人日本応用地質学会　謝金及び旅費規程

平成31年 2月 18日　　制定
令和 6年 10月11日　　改定

（総則）
第1条　この規程は，一般社団法人日本応用地質学会（以下，「学会」という）の謝金及び旅費について規定する．

（適用範囲）
第2条　学会が開催する委員会や会議，行事等（研究発表会，シンポジウム，現地見学会，講習会等）において，学会が講演者や講師等を招聘する場合の謝金及び旅費は，原則としてこの規程による．また，会員が委員会や会議，行事等に出席するための旅費は，原則として支払わない．

（謝金）
第3条　謝金は，原則として1回につき30,000円（税抜）を上限として支払う．
②謝金金額については，付表1の金額を目安とする．

（旅費の構成）
第4条　旅費は，交通費，宿泊費を支払う．

（交通費）
第5条　交通費は，時間，距離等を勘案して経済的な交通機関、旅程によることとし，原則として実費を支給する．
②複数の代替交通機関あるいは料金設定がある場合は，支給対象者は交通費の支払いを証明する領収証や搭乗証明書等を学会に提出しなければならない．

（宿泊費）
第6条　支給対象者が宿泊を要する場合は，原則として1泊12,000円（税込）を上限とし，宿泊費の実費を支給する．
②支給対象者が宿泊した場合は，宿泊費の支払いを証明する領収証を学会に提出しなければならない．

（委任）
第7条　第2条から第6条の規程によりがたい事情があるときは，担当の長（学会長，支部長，委員長，部会長等）を通じて手続きし，総務委員会において承認する．

附則
（規程の制定，変更及び廃止）
第1条　この規程は，理事会の承認（平成31年2月18日）をもって施行する．この規程の施行に伴い，日本応用地質学会謝金及び業務委託費等規程は廃止する．
②この規程の変更および廃止は，理事会の承認を得なければならない．

付表１

	謝金金額
特別講演・基調講演	¥30,000－
招待講演	¥20,000－
研究発表会，特別セッション内 招待講演 （30 分以内が目安）	¥10,000－